

## テーマ（提案9）

### 若手職員の議会傍聴

#### ◆提案に至った理由

市議会の様子は、市議会ライブ放映により各職員のPCから視聴ことが可能であるが、窓口職場などにおいては、電話・窓口対応や市民の目があるため、イヤホンをつけて聞き取ることは難しい。録画中継により後日視聴することも可能であるが、実際に視聴できるようになるまで時間を要する。

若手職員は、議会に関心を持っていたとしても、能力・経験から議会对応を担当することは少ない。また、有給を取ってまで傍聴に行くのは、若手職員から申し出るのはしづらい現状である。

#### ◆内容及び効果

議会の質問内容などから、担当課に関係のある答弁が予定されている場合に、課長は業務の支障の無い若手職員に対し、傍聴するよう職務として命令をする。普段直接関わることの少ない市長や部長の市政への考え方を直接聞くことができる有効な機会であり、また市民の代表である議員の意見を聴取することにより、職員としての意識啓発に繋がる。

#### ◆課題等

- 職員に傍聴を命令する場合に、傍聴規則を定める必要がある。
- 傍聴席を利用する際は、市民の傍聴の妨げとならないよう、事前に人数等の調整が必要。